

(6) 教育課程の変更状況

① 大学院学校教育研究科

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正案（平成29年度入学生）	現 行（平成28年度入学生）																				
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(授業科目の区分)</p> <p>第5条 修士課程及び専門職学位課程の授業科目の区分・内容は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 修士課程の授業科目</p> <table border="1" data-bbox="174 619 1093 978"> <thead> <tr> <th>授業科目の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 科 目</td> <td>学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために開設する。</td> </tr> <tr> <td>専 攻 科 目</td> <td>1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 専門職学位課程の授業科目 略</p>	授業科目の区分	内 容	共 通 科 目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために開設する。	専 攻 科 目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(授業科目の区分)</p> <p>第5条 修士課程及び専門職学位課程の授業科目の区分・内容は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 修士課程の授業科目</p> <table border="1" data-bbox="1169 619 2087 978"> <thead> <tr> <th>授業科目の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 科 目</td> <td>学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。</td> </tr> <tr> <td>専 攻 科 目</td> <td>1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 専門職学位課程の授業科目</p> <table border="1" data-bbox="1169 1034 2087 1391"> <thead> <tr> <th>授業科目の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床共通科目</td> <td>教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設する。</td> </tr> <tr> <td>コース別選択科目</td> <td>深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けるために開設する。</td> </tr> <tr> <td>実 習 科 目</td> <td>教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設する。</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目の区分	内 容	共 通 科 目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。	専 攻 科 目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。	授業科目の区分	内 容	臨床共通科目	教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設する。	コース別選択科目	深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けるために開設する。	実 習 科 目	教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設する。
授業科目の区分	内 容																				
共 通 科 目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために開設する。																				
専 攻 科 目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。																				
授業科目の区分	内 容																				
共 通 科 目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。																				
専 攻 科 目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。																				
授業科目の区分	内 容																				
臨床共通科目	教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設する。																				
コース別選択科目	深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けるために開設する。																				
実 習 科 目	教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設する。																				

(3) 修士課程及び専門職学位課程共通の授業科目

授業科目の区分	内 容
自 由 科 目	教育に関連の深い諸問題や、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も考慮し開設する。

(履修単位の区分)

- 第6条** 修士課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の30単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の46単位以上を修得しなければならない。
- 3 前条第3号の表に掲げる修士課程及び専門職学位課程共通の自由科目の単位は、修了要件に算入しないものとする。

(授業科目名、単位数、必修・選択等の区分等)

- 第7条** 第5条各号の表に掲げる授業科目の区分に属する授業科目名及び単位数、必修・選択等については、別表第3に掲げるとおりとする。

第8条～第23条 略

別表第1 (第4条関係) 略

別表第2 (第6条関係) 略

別表第3 (第7条関係)

- 1 修士課程
- (1) 共通科目
略
- (2) 専攻科目
略
- 2 専門職学位課程
- (1) 臨床共通科目
略
- (2) コース別選択科目
略
- (3) 実習科目
略

3 修士課程及び専門職学位課程共通

(履修単位の区分)

- 第6条** 修士課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する履修基準に基づき所定の46単位以上を修得しなければならない。
(新設)

(授業科目名、単位数、必修・選択等の区分等)

- 第7条** 修士課程及び専門職学位課程の授業科目の区分に属する授業科目名及び単位数、必修・選択等については、別表第3に掲げるとおりとする。

第8条～第23条 略

別表第1 (第4条関係) 略

別表第2 (第6条関係) 略

別表第3 (第7条関係)

- 1 修士課程
- (1) 共通科目
略
- (2) 専攻科目
略
- 2 専門職学位課程
- (1) 臨床共通科目
略
- (2) コース別選択科目
略
- (3) 実習科目
略

区分	授 業 科 目	履修 年次	単位数及び授業方法
自 由 科 目	博士課程進学特別セミナーⅠ	1・2	S 2
	博士課程進学特別セミナーⅡ	1・2	S 2

附 則（平成29年規程第3号（平成29年3月1日））

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正理由)

大学院の教育課程に新たに自由科目の授業科目区分を設けることに伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

② 学校教育学部

教育課程の変更なし